

議案第14号

財産を無償で譲渡すること（石垣）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
工作物	鳥取市東町二丁目124番地	一式

2 相手方

鳥取市尚徳町116番地

鳥 取 市

3 理 由

鳥取市は、同市が実施する大手登城路復元整備事業における中ノ御門の復元に当たり、可能な限り建設された当時と同質の石で石垣を復元するよう文化庁から求められている。

しかし、その石が不足しているため、同市から使用したい旨の要望があった石垣について、無償で譲渡しようとするものである。